～学校感染症による出席停止の手順～

主治医に出席停止が必要とする感染症と診断された

**医師の指示のもと、必要期間療養する**

＊出席停止期間は、学校保健安全法の基準を元に主治医が判断する

＊この間は欠席扱いではありません

「登校許可書」は、ホームページよりダウンロードできますので、ご活用ください。

**インフルエンザ以外の場合**

「登校許可書」に医師の記載をいただき、登校する日に学校に提出する。

**インフルエンザの場合**

＊「登校許可書」主治医の指示のもと保護者が記入をする。

＊保護者は、生徒が登校する日に保護者記入欄に記入・押印して学校に提出する。

学校に連絡する